

奈司会発第402号  
令和6年2月9日

令和5年度司法書士試験合格者 各位

## 奈良県司法書士会 配属研修の実施について（ご案内）

奈良県司法書士会  
会 長 森 川 崇  
企画部長 林 伊知郎

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、当会では、令和5年度司法書士試験合格者の方を対象といたしまして、配属研修を実施いたします。

配属研修とは、机上で学んだ法律知識を実際の業務の中でどう活かし、どのように事件処理へとつなげていくかを、当会会員の司法書士事務所において実践形式で学ぶ研修です。

受講を希望される方は、下記の実施要項をご確認のうえ、お申し込みください。

よろしく願い申し上げます。

### 記

1. 日 程 令和6年3月中旬～、6週間以上（土日祝日を除く）
2. 対 象 令和5年度司法書士試験合格者で、奈良県司法書士会に入会予定の方
3. 受講料 無料（ただし、研修地までの交通費、食事代等は研修生の自己負担です）
4. 配属先 調整のうえ当会にて決定します。なお、配属先の決定にあたり、受講希望者と受入先の当会会員との面談を予定しております。詳細は追ってお知らせします。受入先事務所との兼ね合いや申込み多数等やむを得ない事情により、ご希望に添えない場合もございますのでご了承ください。
5. 申込方法 別紙1「申込書」、別紙2「誓約書」に必要事項をご記入のうえ、メール（[nsihou@silver.ocn.ne.jp](mailto:nsihou@silver.ocn.ne.jp)）またはFAX（0742-22-6678）にてお申し込みください。
6. 申込締切 令和6年2月22日（金）までにお申し込みください。
7. 遵守事項 別紙3「奈良県司法書士会配属研修生心得」を必ずお読みください。

以上

## 配属研修受講申込書

令和 年 月 日

奈良県司法書士会 御中

受講者 住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

電話番号

メールアドレス

私は、下記遵守事項承認のうえ貴会における令和5年度司法書士会新人研修（配属研修）を受講したいので申込みます。

なお、私の中央新人研修及びブロック新人研修受講状況は次のとおりです。

### 【中央新人研修】

- 平成・令和 年度修了  
 平成・令和 年度受講予定

### 【ブロック新人研修】

- 平成・令和 年度修了  
 平成・令和 年度受講予定

(注)中央新人研修及びブロック新人研修の修了又は受講予定に✓印を付し、その年度をご記入ください。

### ◆遵守事項（司法書士会（配属）研修指導要領基準2各号）

- (1) 受講者は、指導員の事務所の規律に従い、常に指導員の指導のもとに行動をする。
- (2) 受講者は、配属研修中に知り得た事項を、研修終了後も一切これを他に洩らしてはならない。
- (3) 受講者は、指導員の事務所の外で配属研修を受ける場合、常に氏名と司法書士研修生であることを表示した名札を着用し、その身分を明らかにして指導員と共に行動する。
- (4) 受講者は、配属研修を終えた後、遅滞なく研修所所定の様式による配属研修修了報告書を司法書士会会長へ提出しなければならない。

奈良県司法書士会会長 殿

## 誓 約 書

私は、配属研修を受講するにあたり、下記の事項を遵守いたします。

1. 貴会において定められた配属研修生心得および配属された事務所の規律を遵守します。
2. 配属研修中に、私の故意または過失により配属された事務所または第三者に損害を与えた場合には、自己の責任により損害の賠償および処置を行い、貴会および配属された事務所にはご迷惑をおかけいたしません。また、配属研修に際し私が傷害等の損害を受けた場合、貴会が加入する損害賠償保険の給付を超えて、貴会または配属研修講師に賠償請求をいたしません。
3. 配属研修中に知り得た事項を、研修終了後においても一切これを他に漏らしません。

上記誓約いたします。

令和6年 月 日

住 所

氏 名

印

## 奈良県司法書士会配属研修生心得

1. 配属研修を受けようとする者（以下「研修生」という）は、この心得及び配属された事務所の規律を遵守しなければならない。
2. 研修生は、奈良県司法書士会及び研修講師の指示に従わなければならない。
3. 研修生は、司法書士たるに相応しい品位と見識をもって研修につとめなければならない。
4. 研修生は、研修講師の職務遂行の妨げとなるような行為をしてはならない。
5. 研修生が研修の過程で嘱託事件に関与する場合は、研修講師の指示の範囲内で行い、逐次その経過を報告し、独自の判断で事務を遂行してはならない。
6. 研修生は、研修中に知り得た実務上の事件に関する事項につき研修終了後においても一切これを他に漏らしてはならない。
7. 研修生において病気等のため研修に堪えないとき、またはその他やむを得ない事由により研修を続行することができないときは、遅滞なく書面をもって研修講師にその旨を申し出なければならない。
8. 研修生は、研修終了後、すみやかに所定の報告書を奈良県司法書士会に提出しなければならない。